令和元年９月５日　資料№.１
行財政等対策特別委員会

税　務　課

平成30年度 特別区税決算見込額及び
令和元年度 特別区民税当初課税状況等について

報告内容

≪平成30年度 特別区税 決算見込額≫

78,379,327千円
（対前年度比1,635,898千円の増）

平成30年度特別区税の収入済額は783.8億円、対前年度比16.4億円（2.1%）の増となりました。

そのうち特別区民税の収入済額は725.9億円、18.2億円（2.6%）の増、特別区たばこ税の収入済額は57.1億円、1.9億円（3.2%）の減となりました。

≪令和元年度 特別区民税（現年度分） 当初課税額≫

78,440,184千円
（対前年度比7,645,341千円の増）

令和元年度特別区民税（現年度分）当初課税額は784.4億円、対前年度比76.5億円（10.8%）の増で、過去最高となりました。

1　平成30年度 特別区税 決算見込額

（単位：千円）

区　分	平成30年度 収入済額	平成30年度 収入歩合	平成30年度 対前年度増減	平成30年度 増減率	平成29年度 収入済額	平成29年度 収入歩合
特別区民税	72,589,292	96.9%	1,824,160	2.6%	70,765,132	96.6%
現年課税分	71,792,737	98.8%	1,950,908	2.8%	69,841,830	98.7%
現年度分	71,318,172	98.9%	2,185,860	3.2%	69,132,312	98.8%
普通徴収	31,813,906	97.7%	12,974	0.0%	31,800,932	97.7%
特別徴収	39,504,266	99.9%	2,172,886	5.8%	37,331,380	99.8%
過年度分	474,565	89.9%	△234,952	△33.1%	709,518	87.9%
滞納繰越分	796,555	35.3%	△126,747	△13.7%	923,303	37.6%
軽自動車税	73,319	87.3%	554	0.8%	72,764	87.7%
現年課税分	71,811	95.8%	728	1.0%	71,083	96.2%
滞納繰越分	1,508	16.7%	△173	△10.3%	1,681	18.5%
特別区たばこ税	5,713,291	100.0%	△189,129	△3.2%	5,902,419	100.0%
現年課税分	5,713,291	100.0%	△188,769	△3.2%	5,902,060	100.0%
滞納繰越分	0	－	△360	皆減	360	100.0%
入湯税	3,425	100.0%	313	10.0%	3,113	100.0%
現年課税分	3,425	100.0%	313	10.0%	3,113	100.0%
滞納繰越分	0	－	0	－	0	－
区税合計	78,379,327	97.1%	1,635,898	2.1%	76,743,428	96.9%

（詳細は別紙1参照）

≪分析≫

①　平成30年度 特別区税全体の収入済額は783.8億円となり、対前年度比16.4億円の増となりました。

②　特別区民税の収入済額は725.9億円で、対前年度比18.2億円の増、そのうち現年度分は713.2億円で、同21.9億円の増となりました。

③　特別区民税は、普通徴収は前年度とほぼ変わらず、特別徴収が21.7億円増加しました。これは、平成29年度から東京都全体で実施した特別徴収の推進と、新たに転入し納税義務者となった人に給与所得者層が多かったことが要因と考えられます。

④　特別区民税の収入歩合は、現年度分 98.9%、滞納繰越分 35.3%、特別区民税全体では 96.9%となっています。現年度分と特別区民税全体は記録の残る昭和 45 年度以降で最高となりました。現年度分の上昇は、特別徴収の収入歩合が 99.9%過去最高となったことが大きく寄与しています。滞納繰越分については、前年度から 2.3 ポイント下がりましたが、過去２番目の高水準となっています。その結果、23 区中の順位は、現年度分は前年度の 9 位から変わらず、滞納繰越分は前年度の 14 位から 21 位へと残念ながら下がってしまいました。特別区民税合計では前年度の 11 位から 12 位となっています。

⑤　軽自動車税の収入済額は 7,300 万円で、登録台数は減少しているものの、前年度からほぼ変わっていません。

⑥　特別区たばこ税の収入済額は 57.1 億円で、1.9 億円の減収となりました。この要因としては、喫煙人口の減少、紙巻たばこから税率の低い加熱式たばこへの移行などが考えられます。なお、昨年 10 月 1 日から、たばこ税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式の見直しが段階的に実施されています。

⑦　入湯税の収入済額は 342.5 万円で、納税義務者は前年度と同様の 1 事業者です。

２　令和元年度 特別区民税 当初課税状況

（単位：千円・人）

年　度		令和元年度			平成 30 年度
		当初課税額	対前年度増減	増減率	当初課税額
課税額	普通徴収	35,498,989	4,679,508	15.2%	30,819,481
	特別徴収	42,941,195	2,965,833	7.4%	39,975,363
	合計	78,440,184	7,645,341	10.8%	70,794,843
人数	普通徴収	62,932	851	1.4%	62,081
	特別徴収	101,135	2,555	2.6%	98,580
	合計	164,067	3,406	2.1%	160,661

（直近４年間の推移は別紙２参照）

≪分析≫

①　令和元年度の特別区民税（現年度分）当初課税額は 784.4 億円となり、過去最高だった平成 30 年度の当初課税額を約 76.5 億円上回りました。

②　普通徴収が 46.8 億円増加、特別徴収が 29.7 億円増加しています。これらの要因については、項目４で分析します。

３　課税標準額段階別の納税義務者数等の推移

（単位：人・千円・％）

課税標準額の段階	令和元年度					平成 30 年度			
	納税義務者数			所得割額		納税義務者数		所得割額	
	人数	割合	増減率	金額	割合	人数	割合	金額	割合
10 万円以下	3,463	2.4	2.9	948,846	1.2	3,365	2.4	1,183,863	1.7
10 万円超	22,207	15.3	0.6	1,013,761	1.3	22,079	15.6	947,470	1.3
100 万円超	26,571	18.3	1.6	2,521,176	3.3	26,153	18.5	2,436,574	3.5
200 万円超	20,414	14.1	1.6	3,151,211	4.1	20,084	14.2	3,119,798	4.4
300 万円超	14,371	9.9	1.3	3,062,071	4.0	14,183	10.0	2,958,469	4.2
400 万円超	14,506	10.0	4.1	4,138,599	5.3	13,932	9.9	3,923,156	5.6
550 万円超	9,029	6.2	1.7	3,291,660	4.3	8,882	6.3	3,368,882	4.8
700 万円超	10,856	7.5	3.1	5,525,916	7.1	10,528	7.5	5,164,834	7.3
1,000 万円超	17,630	12.2	5.8	17,589,900	22.7	16,666	11.8	16,652,974	23.7
3,000 万円超	2,830	2.0	5.0	7,097,724	9.2	2,696	1.9	6,515,732	9.3
5,000 万円超	1,880	1.3	8.2	7,948,183	10.3	1,737	1.2	7,435,460	10.6
1 億円超	1,113	0.8	10.9	21,157,203	27.3	1,004	0.7	16,570,103	23.6
合　計	144,870 人		2.5	77,446,250 千円		141,309 人		70,277,315 千円	
(1,000 万円超小計)	23,453	16.2	6.1	53,793,010	69.5	22,103	15.6	47,174,269	67.1
納税義務者一人あたりの所得割額	535 千円					497 千円			
外国人	10,197	7.0	4.2	9,326,273	12.0	9,790	6.9	8,807,861	12.5

（詳細は別紙３参照）

≪分析≫

① 令和元年度の課税標準額段階別の納税義務者数は、全ての階層で増加しています。特に、課税標準額 1,000 万円超の納税義務者数の増加率は 6.1％で、全体の増加率 2.5％を大きく上回っています。

② 令和元年度の納税義務者一人あたりの所得割額は 535 千円で、前年度から大きく増加しました。これは、１億円超の所得割額が大きく増加したことが要因となっています。なお、平成 30 年度における港区を除く 22 区平均の一人あたりの所得割額は 185 千円で、同年度の港区の一人あたりの所得割額は 2.7 倍となっています。

③ 課税標準額 1,000 万円超の納税義務者 23,453 人（16.2％）の所得割額が全体の 69.5％を占めています。また、経年で捉えると、課税標準額１億円超の納税義務者の動向が、10 億円単位で特別区民税収入に影響を及ぼすことが分かります。

④ 外国人の納税義務者数の割合は 7.0％、所得割額に占める割合は 12.0％で、ここ数年大きな変化はありません。

4　所得金額から見た特別区民税の増収分析

（単位：億円・％）

区分＼年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	所得金額	対前年度増減率	所得金額	対前年度増減率	所得金額	対前年度増減率	所得金額	対前年度増減率
ア 給与所得	9,941	5.4	10,296	3.6	10,826	5.2	11,483	6.1
イ 給与以外の所得	2,021	2.6	2,036	0.7	2,132	4.7	2,690	26.2
ウ 土地等の分離譲渡所得	624	△1.2	733	17.4	696	△5.1	996	43.1
エ 株式等の分離譲渡所得	2,216	75.1	2,308	4.1	2,136	△7.4	2,350	10.0
オ その他分離所得	143	△10.5	122	△14.8	214	75.9	158	△26.2
所得金額の合計	14,946	11.1	15,494	3.7	16,005	3.3	17,677	10.5

※各年度とも年度当初の５月末現在の数値です。
※イの「給与以外の所得」の内訳は、営業所得、不動産所得、利子所得、一般株式に係る配当所得、公的年金所得、その他雑所得、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得、一時所得です。
※オの「その他分離所得」の内訳は、先物取引等に係る雑所得、上場株式等に係る配当所得です。

≪分析≫

① 給与所得（表中ア）は毎年度増加しており、特別徴収による特別区民税収入の堅調な推移に寄与しています。給与所得の増は、新たに転入し納税義務者となった人に給与所得者が多かったことも要因の一つです。

② 令和元年度の給与以外の所得（表中イ）が前年度から大きく増加していますが、これは一般株式に係る配当所得の増加が大きな要因です。一般株式に係る配当所得については、その年度のみ突出して多くなる納税義務者が多いため、令和元年度にそういった人が多かったものと思われます。

③ 土地等の分離譲渡所得（表中ウ）が前年度から大きく増加しています。

④ 株式等の分離譲渡所得（表中エ）その他分離譲渡所得（表中オ）は、この４年間は比較的安定的に推移しています。

【参考】　特別区民税調定額に占める分離課税所得に係る課税額の割合

分離課税所得の種類	港区			港区を除く22区平均		
	H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度
土地等の分離譲渡所得	2.61%	3.08%	2.76%	2.41%	2.67%	2.84%
株式等の分離譲渡所得	8.42%	9.19%	7.49%	2.07%	2.03%	2.41%
その他分離所得	0.40%	0.28%	0.32%	0.16%	0.12%	0.15%
分離課税所得合計	11.43%	12.55%	10.57%	4.64%	4.82%	5.40%

※各年度、５月末の決算値で比較
※それぞれの分離課税所得に係る調定額（課税額）を全調定額で除して割合を算出

港区の分離課税所得の割合を、港区を除く22区平均と比較すると、港区の割合が高いことが分かります。特に、株式等の分離譲渡所得の割合が高いことが特徴ですが、株式（特に一般株式）の譲渡については、その保有数や譲渡される時期・規模を捕捉することは難しく、損益通算の適用もあるため、特別区民税収入への影響の見極めを困難にしています。

5　収納方法多様化の状況（収納方法別件数割合の推移）

特別区民税（普通徴収）

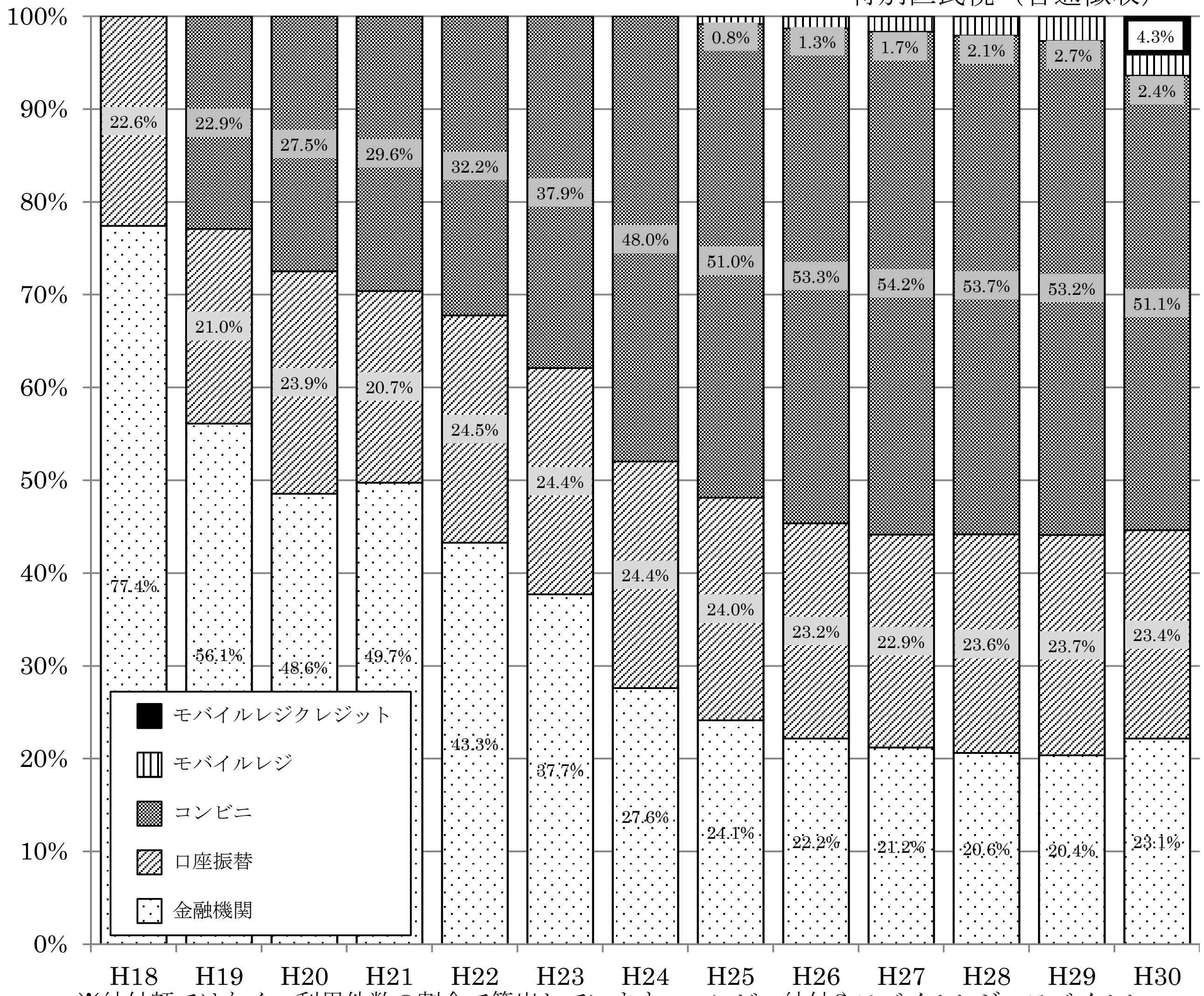

※納付額ではなく、利用件数の割合で算出しています。コンビニ納付やモバイルレジ、モバイルレジクレジットは納付書１枚につき 30 万円までの上限があります。

※コンビニ納付は平成 19 年度から、モバイルレジは平成 25 年度から、モバイルレジクレジットは平成 30 年度から導入しました。

≪分析≫

①　平成 19 年度に導入したコンビニ納付は、年々拡大を続け、平成 25 年度には件数ベースでは半数を超えました。ここ数年は横ばい状態となっています。

②　平成 25 年度に導入したモバイルレジ（モバイルバンキング納付）については、爆発的には増えていないものの年々拡大傾向にありましたが、モバイルレジクレジット導入に伴い、昨年度はわずかに減少しています。

③　平成 30 年度に導入したモバイルレジクレジットは、コンビニ納付やモバイルレジ納付からの移行があったとみられ、平成 30 年度実績では、全体の 4.3%を占めました。今後も拡大が予想されます。

６　ふるさと寄附金による特別区民税税額控除額の推移

<table>
<tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">人数</th><th colspan="2">寄附金額
（前年の寄附）</th><th colspan="2">特別区民税
税額控除額</th><th colspan="2">全国</th></tr>
<tr><th>（人）</th><th>前年比
（%）</th><th>（千円）</th><th>前年比
（%）</th><th>（千円）</th><th>前年比
（%）</th><th>寄附金額
（千円）</th><th>税額控除額
(区市町村民税分)
（千円）</th></tr>
<tr><td>H26</td><td>1,057</td><td>160.9</td><td>532,755</td><td>184.1</td><td>187,140</td><td>192.1</td><td>14,563,583</td><td>3,638,152</td></tr>
<tr><td>H27</td><td>3,695</td><td>349.6</td><td>810,571</td><td>152.1</td><td>284,213</td><td>151.9</td><td>38,852,167</td><td>11,063,794</td></tr>
<tr><td rowspan="2">H28</td><td>11,420</td><td>309.1</td><td>4,322,697</td><td>533.3</td><td>1,560,275</td><td>549.0</td><td rowspan="2">165,291,021</td><td rowspan="2">60,113,785</td></tr>
<tr><td>2,424</td><td>－</td><td>221,511</td><td>－</td><td>128,848
(30,245)</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">H29</td><td>19,947</td><td>174.7</td><td>6,491,545</td><td>150.2</td><td>2,370,166</td><td>151.9</td><td rowspan="2">284,408,875</td><td rowspan="2">105,999,974</td></tr>
<tr><td>4,394</td><td>181.3</td><td>427,148</td><td>192.8</td><td>248,605
(57,712)</td><td>192.9
(190.8)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">H30</td><td>25,524</td><td>128.0</td><td>8,486,839</td><td>130.7</td><td>3,183,375</td><td>134.3</td><td rowspan="2">365,316,666</td><td rowspan="2">160,408,861</td></tr>
<tr><td>6,017</td><td>136.9</td><td>595,025</td><td>139.3</td><td>345,414
(79,710)</td><td>138.9
(138.1)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">R元</td><td>32,270</td><td>126.4</td><td>11,654,204</td><td>137.3</td><td>4,291,838</td><td>134.8</td><td rowspan="2">512,706,339</td><td rowspan="2">213,981,402</td></tr>
<tr><td>8,171</td><td>135.8</td><td>822,070</td><td>138.2</td><td>477,712
(109,596)</td><td>138.3
(137.5)</td></tr>
</table>

※人数及び寄附金額は各年７月１日現在の「市町村税課税状況等の調」の数値です。税額控除は当該数値をもとに算出したものです。
※平成 28 年度以降の下段はワンストップ特例制度（注）の適用を受けた者の数値で、() 内は確定申告をすれば本来所得税から還付された金額（申告特例控除額）です。
（注）ワンストップ特例制度は、確定申告が不要とされている給与所得者等が、確定申告をしないことや寄附先が５団体以内であることなどの一定の要件を満たし、特例の適用を希望した場合に、寄附先自治体と寄附者の居住自治体との通知のやりとりによって、所得税還付金相当額が申告特例控除額として翌年度の個人住民税の税額控除に上乗せされる制度です。

≪分析≫

① 平成 30 年中に他自治体に寄附を行った人数は 32,270 人、対前年度比 1.26 倍、寄附金額は 116.5 億円、同 1.37 倍となっており、令和元年度特別区民税の税額控除額は 42.9 億円、対前年度比 1.35 倍となりました。23 区中では世田谷区に次いで２番目の水準となっています。

② 「ワンストップ特例制度」の利用は、人数、寄附金額及び税額控除額のいずれも 1.4 倍程度増加し、全体の増加率を上回っています。給与所得者がより多くふるさと納税を行っていることがわかります。

③ 特別区民税の申告特例控除額は、本来確定申告をすれば所得税から控除（還付）される金額ですが、「ワンストップ特例制度」を利用することにより、住民税から控除されるもので、令和元年度は 1.1 億円となっています。

ふるさと寄附金と税額控除額の推移

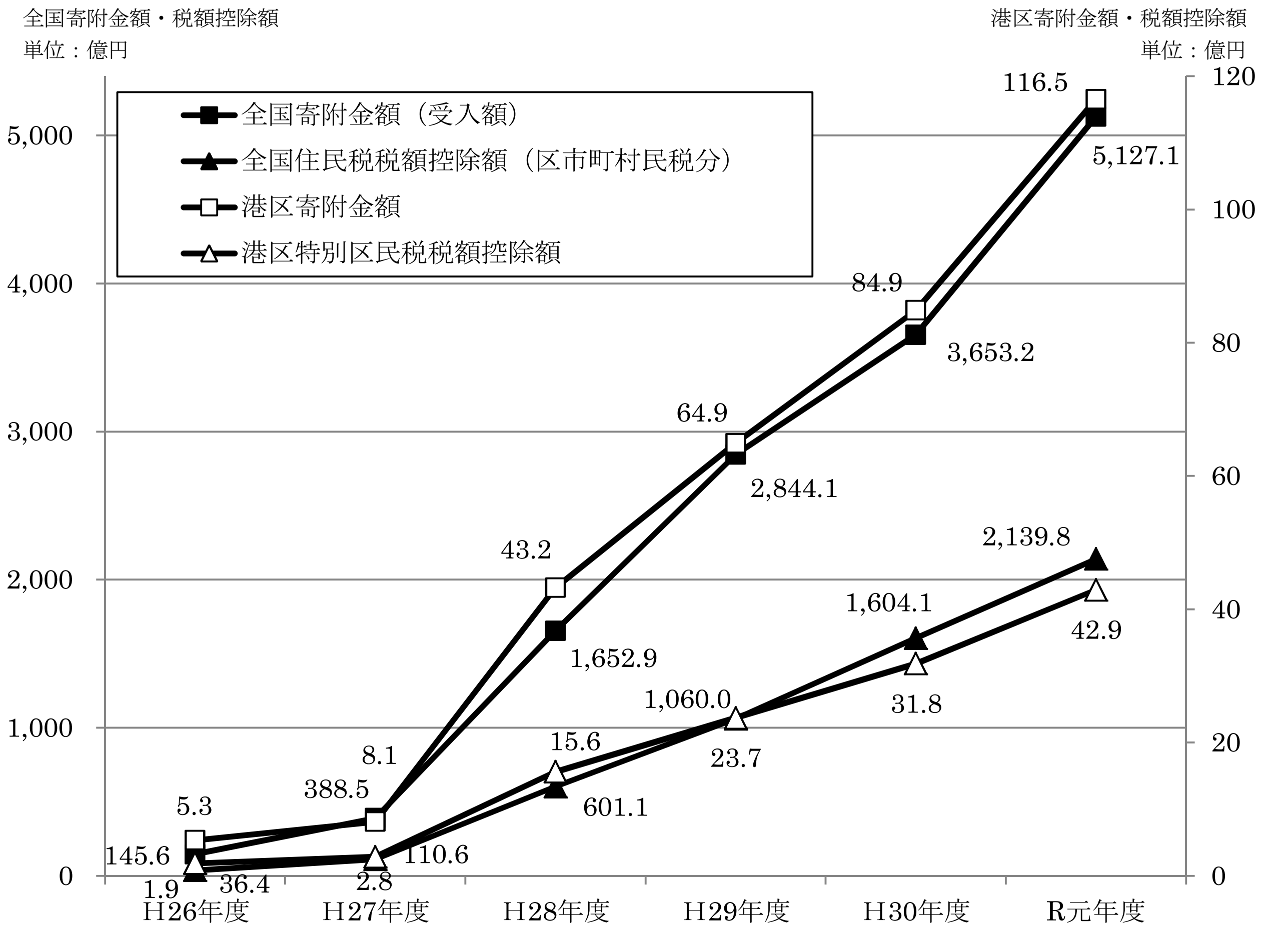

※グラフで示す年度は税額控除される年度です。寄附が行われたのはその前年となります。
※全国住民税税額控除額には、都道府県民税の控除額を含みます。

④　ふるさと納税の過度な返礼品競争に加え、平成27年中の寄附（住民税への影響は平成28年度課税）から確定申告の必要のないサラリーマン等が対象の「ワンストップ特例制度」が創設され、同時に限度額が住民税所得割の１割から２割に引き上げられたこと等により、全国のふるさと寄附金は金額・件数ともに増加を続けています。

⑤　総務省は、寄附額の３割を超える過度な返礼品や地場産品以外の返礼品により寄附を集める実態を危惧し、適切な制度運用をするように求め、再三、通知をしてきました。しかしながら、そうした通知を守らない自治体が多いことから、地方税法を改正し、本年６月以降は、総務大臣の指定を受けた自治体の寄附のみをふるさと納税の対象とすることとなりました。これにより、５自治体がふるさと納税の対象から外れました（東京都は指定の届出をせず、泉佐野市等４自治体は基準を守らなかったことから不指定）。これによる影響は令和２年度特別区民税から現れ始めると考えています。

⑥　区では、昨年度から「港区版ふるさと納税制度」を開始し、39 件、349.7 万円の寄附を受領しました。

別紙　1

平成30年度　特別区税　決算見込額

令和元年5月31日現在　（単位：千円）

	平成30年度								平成29年度				
	予算現額	調定額	収入済額	収入歩合（対予算現額）	収入歩合（対調定額）	増減（対前年度決算）	増減率（対前年度決算）	増減（対前々年度決算）	予算現額	調定額	収入済額	収入歩合（対予算現額）	収入歩合（対調定額）
1　特別区民税	72,249,244	74,890,376	72,589,292	100.5%	96.9%	1,824,160	2.6%	2,172,499	70,801,691	73,234,859	70,765,132	99.9%	96.6%
現年課税分	71,449,320	72,635,500	71,792,737	100.5%	98.8%	1,950,908	2.8%	2,420,001	69,893,726	70,779,429	69,841,830	99.9%	98.7%
現年度分	71,029,841	72,107,614	71,318,172	100.4%	98.9%	2,185,860	3.2%	2,361,711	69,219,338	69,972,261	69,132,312	99.9%	98.8%
普通徴収	31,620,168	32,579,089	31,813,906	100.6%	97.7%	12,974	0.0%	△ 1,086,261	31,670,946	32,565,188	31,800,932	100.4%	97.7%
特別徴収	39,409,673	39,528,525	39,504,266	100.2%	99.9%	2,172,886	5.8%	3,447,972	37,548,392	37,407,073	37,331,380	99.4%	99.8%
過年度分	419,479	527,886	474,565	113.1%	89.9%	△ 234,952	△ 33.1%	58,290	674,388	807,168	709,518	105.2%	87.9%
滞納繰越分	799,924	2,254,876	796,555	99.6%	35.3%	△ 126,747	△ 13.7%	△ 247,502	907,965	2,455,430	923,303	101.7%	37.6%
2　軽自動車税	72,221	84,005	73,319	101.5%	87.3%	554	0.8%	977	71,948	82,973	72,764	101.1%	87.7%
現年課税分	70,863	74,956	71,811	101.3%	95.8%	728	1.0%	877	70,749	73,901	71,083	100.5%	96.2%
滞納繰越分	1,358	9,049	1,508	111.0%	16.7%	△ 173	△ 10.3%	100	1,199	9,072	1,681	140.2%	18.5%
3　特別区たばこ税	5,641,965	5,713,290	5,713,291	101.3%	100.0%	△ 189,129	△ 3.2%	△ 621,238	5,845,180	5,902,419	5,902,419	101.0%	100.0%
現年課税分	5,641,964	5,713,290	5,713,291	101.3%	100.0%	△ 188,769	△ 3.2%	△ 621,238	5,845,179	5,902,060	5,902,060	101.0%	100.0%
滞納繰越分	1	－	－	0.0%	－	△ 360	皆減	0	1	360	360	35952.8%	100.0%
4　入湯税	3,030	3,425	3,425	113.0%	100.0%	313	10.0%	695	2,965	3,113	3,113	105.0%	100.0%
現年課税分	3,029	3,425	3,425	113.1%	100.0%	313	10.0%	695	2,964	3,113	3,113	105.0%	100.0%
滞納繰越分	1	－	－	0.0%	－	0	0.0%	0	1	－	－	0.0%	－
区　税　合　計	77,966,460	80,691,096	78,379,327	100.5%	97.1%	1,635,898	2.1%	1,552,934	76,721,784	79,223,364	76,743,428	100.0%	96.9%

※調定額・収入済額等については、金額、計ともにそれぞれで千円未満を四捨五入しているため、各項目の金額を加えた値と計とが一致しない場合があります。

別紙　２

特別区民税当初課税の推移（直近４年度）

年　度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
			当初課税	対前年度		当初課税	対前年度		当初課税	対前年度		当初課税	対前年度	
				増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
課税額（単位：千円）	普通徴収		32,210,237	2,612,115	8.8%	31,215,076	△ 995,162	△ 3.1%	30,819,481	△ 395,595	△ 1.3%	35,498,989	4,679,508	15.2%
課税額（単位：千円）	特別徴収	給与特徴	35,638,565	1,923,931	5.7%	37,920,696	2,282,131	6.4%	39,871,698	1,951,002	5.1%	42,837,255	2,965,556	7.4%
課税額（単位：千円）	特別徴収	年金特徴	101,390	3,652	3.7%	106,386	4,996	4.9%	103,665	△ 2,721	△ 2.6%	103,941	276	0.3%
課税額（単位：千円）	特別徴収	特別徴収計	35,739,955	1,927,584	5.7%	38,027,082	2,287,126	6.4%	39,975,363	1,948,281	5.1%	42,941,195	2,965,833	7.4%
課税額（単位：千円）	合計		67,950,192	4,539,699	7.2%	69,242,157	1,291,965	1.9%	70,794,843	1,552,686	2.2%	78,440,184	7,645,341	10.8%
人数（単位：人）	普通徴収		63,582	△ 689	△ 1.1%	61,041	△ 2,541	△ 4.0%	62,081	1,040	1.7%	62,932	851	1.4%
人数（単位：人）	特別徴収	給与特徴	85,490	3,609	4.4%	92,888	7,398	8.7%	95,928	3,040	3.3%	98,498	2,570	2.7%
人数（単位：人）	特別徴収	年金特徴	2,557	81	3.3%	2,644	87	3.4%	2,652	8	0.3%	2,637	△ 15	△ 0.6%
人数（単位：人）	特別徴収	特別徴収計	88,047	3,690	4.4%	95,532	7,485	8.5%	98,580	3,048	3.2%	101,135	2,555	2.6%
人数（単位：人）	合計		151,629	3,001	2.0%	156,573	4,944	3.3%	160,661	4,088	2.6%	164,067	3,406	2.1%

※１　数値は、特別徴収賦課計算（４月末）と普通徴収賦課計算（５月末）と年金特徴賦課計算（５月末）の数値を合計したものです。
　　そのため、特別徴収分の課税後１か月の間に普通徴収に切り替えた場合などは、特別徴収と普通徴収の両方の金額に含まれる場合があります。
　　また、人数についても同様で、さらに両方の方法で納める併用徴収者についてはそれぞれで１人とカウントしています。
※２　特別徴収分のうち給与特徴の４・５月分は翌年度の歳入となるため、当年度の歳入額とは一致するものではありません。

（参考）

当初予算額	62,451,204	3,128,886	5.3%	65,553,552	3,102,348	5.0%	70,196,681	4,643,129	7.1%	73,472,485	3,275,804	4.7%
予算額との差（課税額－予算額）	5,498,988			3,688,605			598,162			4,967,699		

上記※２のとおり各年度の課税額のうち一部は翌年度の歳入となります。また課税額すべてが収入されるわけではないため、この比較についてはあくまでも参考です。

課税標準額段階別の納税義務者数等の推移（直近４年度）

（各年5月末現在）

区　分	平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	納税義務者数		所得割額		納税義務者数		所得割額		納税義務者数		所得割額		納税義務者数		所得割額	
課税標準額の段階	人	%	千円	%	人	%	千円	%	人	%	千円	%	人	%	千円	%
10万円以下の金額	3,236	2.4	855,470	1.3	3,265	2.4	2,225,161	3.2	3,365	2.4	1,183,863	1.7	3,463	2.4	948,846	1.2
10万円を超える金額	21,511	16.1	944,642	1.4	22,218	16.0	906,794	1.3	22,079	15.6	947,470	1.3	22,207	15.3	1,013,761	1.3
100万円を超える金額	25,073	18.7	2,275,756	3.4	25,920	18.7	2,558,399	3.7	26,153	18.5	2,436,574	3.5	26,571	18.3	2,521,176	3.3
200万円を超える金額	18,966	14.2	2,906,310	4.3	19,514	14.1	3,067,536	4.5	20,084	14.2	3,119,798	4.4	20,414	14.1	3,151,211	4.1
300万円を超える金額	13,595	10.2	2,939,651	4.4	14,062	10.2	2,995,538	4.4	14,183	10.0	2,958,469	4.2	14,371	9.9	3,062,071	4.0
400万円を超える金額	13,340	10.0	3,811,681	5.7	13,629	9.8	3,919,792	5.7	13,932	9.9	3,923,156	5.6	14,506	10.0	4,138,599	5.3
550万円を超える金額	8,362	6.2	3,164,943	4.7	8,878	6.4	3,351,303	4.9	8,882	6.3	3,368,882	4.8	9,029	6.2	3,291,660	4.3
700万円を超える金額	10,008	7.5	5,232,468	7.8	10,239	7.4	5,420,370	7.9	10,528	7.5	5,164,834	7.3	10,856	7.5	5,525,916	7.1
1,000万円を超える金額	14,787	11.0	15,186,565	22.5	15,629	11.3	15,587,360	22.7	16,666	11.8	16,652,974	23.7	17,630	12.2	17,589,900	22.7
3,000万円を超える金額	2,387	1.8	6,478,732	9.6	2,525	1.8	6,120,885	8.9	2,696	1.9	6,515,732	9.3	2,830	2.0	7,097,724	9.2
5,000万円を超える金額	1,612	1.2	7,277,965	10.8	1,662	1.2	7,631,637	11.1	1,737	1.2	7,435,460	10.6	1,880	1.3	7,948,183	10.3
1億円を超える金額	957	0.7	16,290,674	24.2	948	0.7	14,940,785	21.7	1,004	0.7	16,570,103	23.6	1,113	0.8	21,157,203	27.3
合　　計	133,834人		67,364,857千円		138,489人		68,725,560千円		141,309人		70,277,315千円		144,870人		77,446,250千円	
1,000万円を超える金額の合計	19,743	14.8	45,233,936	67.1	20,764	15.0	44,280,667	64.4	22,103	15.6	47,174,269	67.1	23,453	16.2	53,793,010	69.5
対前年度増減率	2.1%		7.2%		3.5%		2.0%		2.0%		2.3%		2.5%		10.2%	
納税義務者一人あたりの所得割額	503千円				496千円				497千円				535千円			

区　分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
外　国　人	8,608人	8,479,235千円	9,371人	8,245,170千円	9,790人	8,807,861千円	10,197人	9,326,273千円
構　成　比	6.4%	12.6%	6.8%	12.0%	6.9%	12.5%	7.0%	12.0%

【参　考】

区　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	納税義務者数	納税義務者数	納税義務者数	納税義務者数
均等割のみ納める者	4,974人	5,261人	5,398人	5,542人

※　課税標準額の段階区分は、分離課税に係る所得を含まない金額です。
※　所得割額は、分離課税に係る分を含めた金額です。
※　外国人の構成比は、外国人の納税義務者数及び所得割額を、それぞれ全体の納税義務者数の合計及び所得割額の合計で除した値です。
※　外国人の納税義務者数は普通徴収と特別徴収の人数を積み上げているため、併用徴収の人を二重に計数しています。
※　均等割のみ納める者の人数は、各年7月１日現在の数値です。
※　納税義務者数・所得割額の率（%）は、課税標準額の段階ごとに小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。